裁 判 員 制 度

～初めての名簿記載通知を目前に控えて～

○来年の５月21日から裁判員制度が始まります。裁判員裁判の実施に向けて、全国の地方裁判所では、本年10月下旬から11月上旬ころまでの間に翌年分の裁判員候補者名簿を作成します。

○本年、全国で作成される名簿に記載される裁判員候補者の総数は約30万人と見込んでいます。

○裁判員候補者名簿に載った方には、本年11月下旬から12月上旬ころまでの間に、名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続きを行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ（呼出状）が届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

○裁判員候補者名簿に載った方には、この名簿記載通知のほか、調査表をお送りします。調査表は、できるだけ早期に裁判員になることができない事情等をお尋ねすることにより、無用に裁判所にお越しいただくことを避け、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。ご記入・ご返送につきご協力ください。

【お問い合せ先】
徳島地方裁判所事務局総務課　☎088－652－3141

「法務局 くらしの相談所」の開設について

このたび、徳島地方法務局では、より多くの県民の皆様に親しみを持って法務局をご利用いただくため、四国内の法務局・地方法務局と一斉に無料相談所を開設します。

住宅ローンを返済したときなどの抵当権抹消の手続、相続登記や、役員変更などの会社の登記、地代、家賃、隣近所やお子様のことなどで、困りごとや悩みごとがございましたら、お気軽に、ご相談にお越しください。

日　　時　平成20年11月30日(日)
午前10時～午後３時

開設場所　㈱そごう徳島店 ７階ロイヤルルーム

相談内容　登記・供託・戸籍・国籍・人権及び公証事務（遺言証書作成等）に関する相談全般

相談担当者　法務局職員、公証人

【お問い合せ先】
徳島地方法務局 総務課　☎088-622-4318
徳島市徳島町城内６番地６

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店のお店選びは『Ｓマーク』登録店で！

標準営業約款（Ｓマーク）

厚生労働大臣認可

Ｓマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このＳマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

【お問い合せ先】
財団法人　徳島県生活衛生営業指導センター
☎088－623－7400

森を木づかう住宅資金貸付制度のご案内

認証木材を使用して新築・リフォームされる方に金利優遇を実施します

徳島県内で生産された木材がたくさん利用されることで、県土の保全や地球温暖化防止につながります。あなたの「木づかい」をお待ちしております!!

【貸付の内容】

	認証木材使用住宅（新築、建売）	認証木材使用リフォーム（リフォーム、増改築）
上限金額	2,000万円	900万円
貸付金利 10年固定型	2.2%（平成20年9月10日時点:金利は金融情勢により変動する場合あり）　※詳しくは、取扱金融機関の店頭または県ホームページでご案内しています。	
その他	各取扱金融機関の定めによります。	

【受付期間】
平成21年3月31日まで

【取扱金融機関】
阿波銀行･徳島銀行･四国銀行･四国労働金庫･徳島信用金庫･阿南信用金庫･徳島県信用農業協同組合連合会･徳島県信用漁業協同組合連合会

【お問い合せ先】　徳島県農林水産部林業振興課 木材生産流通担当　☎088-621-2448

《この制度による住宅ローンの金利優遇は、取扱金融機関の協力により実施されています》